

## 輸入車の環境負荷物質の対応状況について

### 現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車、米国製造車(一部を除く(\*1))ならびに韓国製造車は、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求(\*2)に適合していることを確認しております。

(\*1)：現時点で日本自動車工業会が定める削減目標を達成しており、本年12月にはEU ELV指令の環境負荷物質要求に適合することを確認済

(\*2)：欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU委員会決議による修正 2002/525/ECに基づく要求

### <参考> EU ELV 指令環境負荷物質要求

2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。

物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	
鉛	機械加工用の鋼鉄ならびに亜鉛メッキ鋼；最大 0.35 w%	(期限未設定)	鉛	電子基盤ならびに他の電気装備のハンダ	(期限未設定)	
	機械加工目的のアルミ 最大 2 w% 最大 1 w%	2005年7月1日まで 2008年7月1日まで		鉛が 0.5w%を超えるブレーキライニングの銅	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2004年7月1日まで	
	銅合金；最大 4w%	(期限未設定)		バルブシート	2003年7月以前に開発されたエンジンのみ 2006年7月1日まで	
	鉛-銅ベアリングシェル、ブッシュ	(期限未設定)		ガラス・セラミック合成物に鉛を含む電気部品。ただし、電球(バルブ)のガラスと点火プラグのGlaze(ガラス塗膜)を除く	(期限未設定)	
	バッテリー	(期限未設定)		電球(バルブ)のガラスと点火プラグのGlaze(ガラス塗膜)	2005年1月1日まで	
	振動ダンパー	(期限未設定)		インフレーター等の点火装置	2007年7月1日まで	
	ホイールバランスウェイト	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2005年7月1日まで		6価 クロム	防錆コーティング	2007年7月1日まで
	液体操作ならびにパワートレイン装備でのエラストマーの加硫剤ならびに安定剤	2005年7月1日まで			モーターキャラパンの冷蔵庫	(期限未設定)
	保護塗装の安定剤 (*3)	2005年7月1日まで		水銀	ディスチャージランプとインストパネルの表示	(期限未設定)
	電気モーターのカーボンブラシ (*3)	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2005年1月1日まで		カドミ ウム	厚フィルムの糊(ペースト)	2006年7月1日まで
		電気自動車のバッテリー	2005年12月31日以降、それ以前の車の交換NiCd電池のみ認められる。			

(\*3)；(\*1)の該当部品